

## 米子市における新型コロナウイルス感染症への対応方針（案）

令和 2 年 2 月 3 日 決定

令和 2 年 3 月 2 3 日 変更

令和 2 年 3 月 3 0 日 変更

※下線部分は、変更部分

### I 趣旨

この方針は、米子市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「市対策本部」という。）において、国・鳥取県が実施する新型コロナウイルス感染症対策を踏まえつつ、市が実施する「新型コロナウイルス感染症に関する情報の事業者及び住民への提供」、「住民に対する新型コロナウイルス感染症のまん延の防止に関する措置」並びに「生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置」に関する対応について定めるものとする。

なお、事態の進展等に基づき、この方針の修正が必要な場合は、都度、市対策本部において方針を更新していく。

### II 現段階での対応

#### 1 情報収集体制の整備

総務部防災安全課において、福祉保健部健康対策課と連携しつつ、国・県から迅速に情報収集する体制を整備《実施済み》

○鳥取県対策本部会議（テレビ会議）の視聴等《実施中》

○鳥取県との緊急連絡網（ホットライン、Jアラート）の構築《実施済み》

#### 2 市民への情報提供と感染症対策・冷静な行動の啓発

随時、国・県からの情報（現状や相談窓口など）を市民に適切に提供するとともに、国民に対する国のメッセージ（内閣官房・厚生労働省 HP）を踏まえ、市民一人ひとりの感染症対策（咳エチケットや手洗い、医療機関の受診方法など）の実施や冷静な行動の啓発を強化

○ホームページ等での情報発信《実施中》

○市の施設における啓発文の設置及び掲示《実施中》

○感染により重症化する可能性が高いとされている高齢者や基礎疾患のある方への感染防止の啓発の徹底

#### ◆国民に対する国のメッセージ（内閣官房・厚生労働省 HP）

○国民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

○次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

・風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている。

（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

○センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

○なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

#### 【相談後、医療機関にかかるときのお願い】

○帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。

○医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

#### 【イベントの開催に関するお願い】

○新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

○最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

○イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

○また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただくようお願いいたします。

○国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

○そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

○なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

#### 《安倍総理》令和2年2月26日政府対策本部において

○政府といたしましては、この1、2週間が感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請することといたします。

#### 《安倍総理》令和2年3月10日

○全国的なスポーツや文化イベントの実施自粛要請について、専門家会議の判断（3月19日予定）が示される今後おおむね十日間（応当日は、3月20日）程度の延長を求めると表明。

#### 《安倍総理》令和2年3月20日

○全国規模の大規模イベント等の開催については、中止、延期、規模縮小等の検討をお願いしてきたところですが、今回、専門家会議から大規模イベント等について、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められるとの見解が示されたことから、今後は、主催者がこれを踏まえた判断を行う場合には、感染対策のあり方の例も参考にしてください。引き続き、感染拡大の防止に十分留意してください。

### 3 観光施設、宿泊施設、大型商業施設等における外国人への対応依頼

外国人に向けた咳や発熱等の症状がある場合の対応に係るチラシを作成し、市内の観光施設、宿泊施設、大型商業施設等において掲示するなどの対応を関係事業者へ依頼《実施済み》

### 4 学校等における対応

- 学校における児童・生徒の健康観察及び通常の感染症対策を徹底。体調に異常が認められた場合の応急対応として、備蓄マスク5,000枚を学校に配備し、当該児童・生徒及びこれを看護する教職員に使用。《実施中》
- 保護者へ対応を通知《実施済み》
- 国の要請を受け小・中学校を臨時休業（3/2～3/24）《実施済み》。その後一部解除（3/18～3/24 各学年1回以上登校）
- 小・中学校の臨時休業に伴う小学校の臨時学童教室の開設（3/2～3/24）《実施済み》。当該対応に伴い、消毒液・マスクを配備。《実施済み》
- 学校体育施設（学校開放事業）の利用中止（3/2～3/24）、その後利用再開（3/18～3/24）《実施済み》
- 小・中学校の臨時休業に伴う小・中学生の市体育施設の使用の自粛要請（3/2～3/24）《実施済み》
- 小・中学校の臨時休業に伴う小・中学生の市弓浜コミュニティ広場の使用の自粛要請（3/2～3/24）《実施済み》

#### ○国のガイドラインを踏まえた学校の再開に向けた準備

※「国のガイドライン」とは、文部科学事務次官が令和2年3月24日に発出した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」をいう。

### 5 保育所等における対応

- 国・県からの通知を踏まえ、公立保育園、放課後児童クラブに係る保護者へ対応を通知《実施済み》
- なかよし学級（放課後児童健全育成事業）に消毒液により空間を除菌する機器を順次設置

### 6 市主催イベント等における対応

- 市主催イベント等において、咳などの症状がある参加者に備蓄マスクを配布《実施中》
- 市主催イベント等の開催に関する当面の方針を決定、その後一部変更《実施済み》
  - ・開催する場合の措置の実施（参加者への手洗い、咳エチケットを推奨。風邪のような症状のある方や基礎疾患のある方に対し参加の自粛を依頼。感染機会を減らすよう工夫。）特に、感染により重症化する可能性が高いとされている高齢者について感染防止の啓発を徹底。
  - ・全国的なスポーツ、文化イベント等の中止、延期又は規模縮小等の対応の検討（国の感染症対策専門家会議の状況分析・提言において示された「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」を参考）
  - ・その他の市主催イベント等の中止、延期又は規模縮小等の対応の検討

○延期又は中止の措置を行った市主催イベント等のホームページ等での周知《実施中》

## 7 市施設における対応

- 多数の市民等が入り出る庁舎等を中心に消毒液を設置《実施中》
- 庁舎等に限らず市施設やイベント会場等に消毒液を設置《実施中》
- 転入、転出届等により混雑する本庁舎1階に消毒液の噴霧器を設置《実施中》
- 児童文化センターに消毒液の噴霧器を設置《実施中》
- 市施設におけるイベント使用等の取消しに係る使用料等の還付等の取扱いを決定《実施済み》
- 利用料金制度を採用している施設の指定管理者の減収補填
- 市老人福祉センターの臨時休館の実施（3/4～3/18）、その後延長（～3/31）《実施中》
- 市施設において感染者・濃厚接触者の勤務、滞在等が確認された場合の当該施設の閉鎖、消毒等の体制、手順等を決定

## 8 職員の健康管理、BCP 業務継続計画の発動

- 窓口担当など多数の市民等との接触がある職員にマスク着用を励行《実施中》
- 市職員の感染が疑われる場合等の対応方針を決定《実施済み》
- 職員の健康管理の徹底《実施中》
- 感染者が確認された地域等への職員の出張の原則禁止《実施中》
- 感染者が確認された地域等からの視察等の自粛要請《実施中》
- BCP 業務継続計画の発動の準備（市職員の感染・濃厚接触が確認された場合における対応を想定）

## 9 医療機関への支援

- 境港市との連携により、鳥取県西部医師会及び鳥取県西部歯科医師会に備蓄マスクを提供《実施済み》
  - ・鳥取県西部医師会 10,000 枚、鳥取県西部歯科医師会 5,000 枚
  - ・米子市 10,000 枚、境港市 5,000 枚を提供

## 10 社会福祉施設への支援

- 鳥取県が行う社会福祉施設へのマスク供給に関し、公私立保育所、認定こども園及び地域型保育事業所、放課後児童クラブ及び児童館、幼稚園等への周知に協力《実施済み》
  - ・鳥取県西部総合事務所福祉保健局に相談窓口が設置され、不足するマスク概ね1月分を供給

## 11 交通事業者への支援

- 鳥取県ハイヤータクシー協会に備蓄マスク 1,200 枚を提供《実施済み》
- 鳥取県バス協会に備蓄マスク 300 枚を提供《実施済み》

## 12 経済・雇用面の影響への対応

- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業者向けの相談窓口や支援制度などの周知

《実施中》

○国・県の動向を踏まえた経済対策

### 1 3 消費者への対応

- トイレットペーパー等についての誤った情報への注意喚起《実施済み》
- 新型コロナウイルスに便乗した悪徳商法への注意喚起《実施済み》

### 1 4 行政手続等における措置

- 契約中の工事等の一時中止、工期等の延長に係る受注者への意向確認《実施中》
- 市民税・県民税の申告期限の延長《実施済み》
- 市税その他市の収納金の徴収猶予《順次実施中》

### 1 5 感染者等の人権に関する啓発

○感染者、濃厚接触者等の人権に関する啓発の徹底

### 1 6 財政措置

- 令和元年度追加補正《3/23 議案提出》
  - ・放課後児童対策事業（なかよし学級）/人件費増、対策物品等
  - ・放課後児童対策事業（民間児童クラブ）/補助金増
  - ・公立保育所運営事業/対策物品
  - ・私立保育所等支援事業/予防経費
  - ・準要保護児童生徒給食扶助費/給食停止期間中の給食扶助費
- 令和2年度追加補正《3/23 議案提出》
  - ・新型コロナウイルス感染症事業者支援特別対策事業/金融支援

## Ⅲ 県内等で感染者が確認された段階での追加対応

鳥取県内で感染者が確認された場合又は近隣地域（島根県及び岡山県）で多数の感染者が確認された場合などの事態の進展に備え、追加対応策を検討・準備する。

○県内等の発生状況の把握と広報

○市としての相談窓口体制の強化

○対応職員の体制の充実

○市民等への感染症対策・冷静な行動・不要不急の外出の自粛の啓発の強化